

麻生公務員専門学校北九州校学則

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 本校は教育基本法および学校教育法に従い、地域社会の発展に寄与し、国際社会に役立つ国際社会に役立つ人材を養成することを目的とする。
- 校訓： 無私

(名 称)

- 第 2 条 本校は、麻生公務員専門学校北九州校という。

(位 置)

- 第 3 条 本校は、福岡県北九州市小倉北区室町 3 丁目 2 番 6 2 号に置く。

(学校評価)

- 第 4 条 本校は、その教育における一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、毎年、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
2. 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。
 3. 第 2 項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

第 2 章 課程および学科、修業年限、定員ならびに休日、休暇

(本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員)

- 第 5 条 本校の課程、学科および修業年限ならびに定員は別表 1 のとおりとする。

(在学期間)

- 第 6 条 在学期間は、在籍する学科の修業年限に 1 年を加えた期間を限度とする。

(学年、学期の始終期)

- 第 7 条 本校の学年は、 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。
2. 本校の学期は次のとおりとする。

前 期 4月1日から 8月31日まで

後 期 9月1日から 3月31日まで

3. 校長は必要に応じ、前項の期間を変更することができる。

(休業日)

第 8 条 学校の休業日は次のとおりとする。

ただし、第3号から第5号の休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(3) 夏期休業

(4) 冬期休業

(5) 春期休業

2. 上記、休業日は校長の判断により変更することができる。

第 3 章 組織および会議

(教職員)

第 9 条 本校に次の教職員を置く。

校 長 1名

教 員 基幹教員 8名以上

非基幹教員 必要数

校 医 1名

事務職員 3名以上

2. 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

(会議)

第 10 条 学校の円滑公正な運営を図るため、次の会議を置く。

一、教務会議

二、カリキュラム会議

三、進級・卒業判定会議

四、入試選考会議

第 4 章 教育課程、授業時間数

(教育課程および授業時間数)

第 11 条 本校の教育課程および授業時間数は、別表2のとおりとする。

2. 本校の学科については、単位制とする。履修方法は、履修規程に定める。

(授業時間)

第12条 本校の始業および終業の時刻は、9時10分から17時40分までとする。

(成績評価)

第13条 授業科目の成績評価は、各学期末に行う試験、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、授業科目によっては、その他の方法によって評価することができる。

(課程修了の認定)

第14条 進級および卒業の認定は別に定める「履修規程」および「進級・卒業に関する規程」に基づき、校長が行う。

第5章 入学、転科、編入学、休学、復学、退学、除籍、および卒業

(入学資格)

第15条 本校入学資格は、次のとおりとする。

高等学校若しくはこれと同等以上の学力があると認められた者若しくは中等教育学校を卒業した者、または学校教育法施行規則第183条に該当する者。

(入学時期)

第16条 入学の時期は4月とする。

(入学志願手続)

第17条 本校に入学を志望する者は別に定める所定の書類に入学選考料を添えて校長に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第18条 入学者の選抜方法については、別に定める。

(入学手続きおよび入学許可)

第19条 入学者の選抜に基づき、合格通知を受けた者は、校長の指定する期日までに所定の入学金を納付しなければならない。

2. 校長は、前項の入学手続きを完了した者（入学金の免除又は徴収猶予している者を含む。）に入学を許可する。
3. 入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、学則に定める授業料等を納付し、所定の誓約書に本人および保護者等1名が署名の上、その他必要な入学書類を添えて、手続きをしなければならない。なお、本校が特別に認める者については、保護者等の署名は不要とする。

(転 科)

第20条 他の学科への転科を希望する者には、学科の特性上、可能な場合に限り、選考の上これを許可することがある。

2. 転科に必要な事項は別に定める。

(編 入 学)

第21条 編入学を希望する者には、学科の特性上可能でありかつ欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

2. 編入学に必要な事項は別に定める。

(転 入 学)

第22条 転入学を希望する者には、学科の特性上可能な場合に限り、選考の上これを許可することがある。

2. 転入学に必要な事項は別に定める。

(再 入 学)

第23条 退学もしくは除籍となった者が再入学を願い出た場合、選考の上、これを許可することがある。

2. 再入学に必要な事項は別に定める。

(休 学)

第24条 病気等の理由により引き続き30日以上修学することができない者は、休学願（病気の場合は診断書添付）を提出し、校長の許可を受け休学することができる。

2. 休学期間満了までに、所定の手続きを行わなくてはならない。手続きに関する事項は別に定める。
3. 休学に必要な事項は別に定める。

(復 学)

第25条 休学期間満了の場合、または休学の期間中にその理由がなくなった場合は校長に願い出て、その許可を得て、復学することができる。

2. 復学時の学年は、休学許可時の学年とする。
3. 学則および学生に関する規程については、復学時の学年の学則および規程等を適用する。ただし校納金に関しては、入学時の規定を適用する。
4. 復学に必要な事項は別に定める。

(退 学)

第26条 退学しようとする者は、所定の書類を校長に提出し、許可を受けなければならない。

2. 退学に必要な事項は別に定める。

(除 籍)

第27条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 死亡した者。
- (2) 行方不明の届出のあった者。
- (3) 授業料その他の納付金を滞納し、督促を受けてもなお納付しない者。
- (4) 第6条に定める在学期間が所定の年数を超える者。
- (5) 休学期間を超えてなお復学しない者
- (6) 正当な理由なく、欠席が長期にわたる者。
- (7) 所定の手続きを指定の期日までに行わなかった者。
- (8) 退学処分を受けた者

2. 除籍に必要な事項は別に定める。

(復 籍)

第28条 前条第3号の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、選考の上、これを許可することがある。

2. 復籍に関する規程は別に定める。

(卒 業)

第29条 本校指定の修業年限以上在学し、第14条の卒業認定を受けた者に対し、校長は卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第30条 下記の課程・学科を修了した者には、学校教育法131条の2および学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士の称号を授与する。

課程名	学科名
文化教養専門課程	公務員総合科

第 6 章 賞 罰

(表 彰)

第31条 成績優秀にて、他の模範となる者は、表彰する事がある。

2. 表彰に関する規程は別に定める。

(懲 戒)

第32条 校長は、本校の規則に違反、又は本校の学生として本分に反する行為があった場合において、教育上必要と認められるときには、学生に対し懲戒を加えることができる。

2. 懲戒の種類は、訓告、停学および退学の3種類とする。

3. 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 本校の学則及び諸規程に違反する行為
 - (2) 法令に違反する行為（犯罪行為）
 - (3) 人権を侵害する行為
 - (4) ハラスメント行為
 - (5) 情報倫理・学問倫理に反する行為
 - (6) 学生の学習、教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
 - (7) 試験等における不正行為
 - (8) その他学生の本分に反する行為
4. 懲戒により退学となった者の再入学は原則認めない。
5. その他必要な事項は別途定める。

第 7 章 入学金、授業料およびその他

（納付金）

第 3 3 条 本校の入学金、授業料等は、別表 3 のとおりとする。

2. 既に納付した授業料、入学選考料、入学金、施設設備費及び教育充実費は返還しない。
ただし、特別な事由があると校長が認めた場合はこの限りではない。

（連帯保証人）

第 3 4 条 校納金支払につき、学生は連帯保証書を提出するものとする。この連帯保証人となることができる者は、支払能力を有する者に限る。なお、本校が特別に認める者については、連帯保証書の提出は不要とする。

（連帯保証人の変更）

第 3 5 条 連帯保証人について連帯保証書記載の内容に変更が生じた場合は、所定の書類により、直ちに校長に届け出なければならない。

（退学および停学の場合の納付金）

第 3 6 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料および当該年度の施設設備費、教育充実費は徴収する。
2. 停学期間中の授業料は徴収する。

（休学の場合の納付金）

第 3 7 条 学期の途中で休学した者の当該期分の授業料および当該年度の施設設備費、教育充実費は徴収する。

（復学の場合の納付金）

第38条 復学した者の校納金は、入学時の規定を適用する。

2. 復学した者は、所定の期日までに校納金を納入しなければならない。
3. 年度の中途において復学した者の当該期分の授業料および当該年度の施設・設備費は徴収する。

(寄宿舎)

第39条 寄宿舎に関する事項は設置時に寮規則を校長が別に定める。

(健康診断)

第40条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。また、校長が必要と認めた場合には、臨時の健康診断を実施することがある。

2. 学生は、本校が実施する健康診断を受けなければならない。

第8章 科目等履修生および聴講生

(科目等履修生)

第41条 本校において開設する授業科目に対し、本校の学生以外の者から、特定科目について履修および聴講の申請がある場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生および聴講生として当該科目の履修を許可することがある。

2. 科目等履修生および聴講生に関する事項は別に定める。

第9章 雑則

(保護者等)

第42条 第19条第3項に定める保護者等の定義については、別に定めるものとする。

付 則

この規則は平成8年4月1日から施行する。

付 則

この規則は平成9年3月1日から施行する。

付 則

この規則は平成10年4月1日から施行する。

付 則

この規則は平成11年3月1日から施行する。

(専門士の称号を授与する条文の新設)

この規則は平成11年4月1日から施行する。

付 則
この規則は平成14年 4月 1日から施行する。

付 則
この規則は平成16年 4月 1日から施行する。

付 則
この規則は平成19年 4月 1日から施行する。
(納付金の変更による)

付 則
この規則は平成23年 4月 1日から施行する。
(納付金の変更による)

付 則
この規則は平成26年 4月 1日から施行する。
(学科定員の変更による)

付 則
この規則は平成26年4月1日から施行する。
(第3条(位置)の条文を変更)
(第5条(学期の始末期)「前期8月31日まで」「後期9月1日から」に条文変更)
(第5条(学期の始末期)に「3. 校長は必要に応じ、前項の期間を変更することができる。」の
条文を追加)
(第6条(休業日)に「ただし、第3号から第5号の休業期間の始期及び終期は、
年度により別に定める」の条文追加)
(第7条に「2. 授業科目の授業時数を単位数に換算する場合は、別途定める
規則に基づいて行う。」の条文を追加)
(第8条(授業時間)終業時刻を17時に変更)
(第9条(成績評価)の条文を追加)
(第10条(課程修了の認定)の条文を追加)
(第12条(入学資格)の条文変更)
(第13条(入学時期)の条文変更)
(第14条(入学志願手続)の条文を追加)
(第15条(入学者の選抜)の条文を追加)
(第16条(入学手続および入学許可)の条文を追加)
(第17条(保証人)の条文を追加)
(第18条(保証人の変更)の条文を追加)
(第19条(転科)を「本校における転科は学期始め(4月・9月)までに所定の
手続きを終了し、許可を得なければならない。」に条文変更)
(第20条(編入学)の条文を追加)
(第23条(除籍)に「③ 授業料その他の納付金を納付期限の翌日から起算して4ヶ月以上滞納
した者。」の条文を追加)
(第24条(停学・謹慎)に「謹慎」の項目を追加)
(第25条(卒業)を「本校指定の修業年限以上在学し、第10条の認定を受けた者に対し、校長
は卒業証書を授与する。」に条文変更)

(第26条(称号の授与)の条文を変更)
(第28条(懲戒)に「訓戒、謹慎」の項目を追加)
(第31条(健康診断)の条文変更)

付 則

この規則は平成27年 4月 1日から施行する。
(カリキュラムの変更による：公務員総合科 公務員専攻科)

付 則

この規則は平成28年 4月 1日から施行する。
ただし、平成27年度以前の入学者に対しては、従前の学則を適用する。
(第4条(自己点検・評価)の条文を追加)
(第5条(本校の課程、学科および修業年限、ならびに定員)の第2項、第3項、表を削除)
(第6条(在学期間)の条文を追加)
(第8条(休業日)の条文を変更)
(第9条(教職員)の条文を追加)
(第10条(会議)の条文を追加)
(第12条(授業時間)を「9時10分から17時40分まで」へ条文変更)
(第15条(入学資格)を「高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者」へ条文変更)
(第22条(転科)を「他の学科への転科を希望する者には、選考の上これを許可することがある」へ条文変更)
(第23条(編入学)の条文変更)
(第24条(転入学)の条文を追加)
(第25条(休学)の条文を変更、「休学」の項目を追加)
(第26条(復学)の条文を追加)
(第27条(退学)の条文を変更)
(第28条(除籍)の条文および項目(3)を変更、「除籍」の項目を追加)
(第29条(復籍)の条文を追加)
(第30条(卒業)の条文を変更)
(第33条(懲戒)の条文を変更)
(第35条(退学および停学の場合の納付金)の条文を追加)
(第36条(休学の場合の納付金)の条文を追加)
(第37条(復学の場合の納付金)の条文を追加)
(第40条(科目等聴講生)の条文を追加)
(別表2 公務員総合科 公務員専攻科のカリキュラム変更)
(別表3 本校の入学金および授業料等の入学金、授業料変更)

付 則

この規則は平成29年 4月 1日から施行する。
ただし、平成28年度以前の入学者に対しては、従前の学則を適用する。
(第25条(休学)の項目(7)を追加)
(第28条(除籍)の条文の「(4)第25条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者。」を削除し、(5)を(4)に変更、新たな項目「(5) 正当な理由なく、欠席が長期にわたる者。」「(6) 所定の手続きを指定の期日までに行わなかった者。」を追加)
(第33条(懲戒)の条文の第4項を第5項に変更し、第4項に「4. 懲戒により退学となった者の再入学は原則認めない。」を追加)
(別表2 公務員総合科、公務員専攻科のカリキュラム変更)
(別表3 本校の入学金および授業料等の授業料変更)

付 則

この規則は平成30年 4月 1日から施行する。
ただし、平成29年度以前の入学者に対しては、従前の学則を適用する。

- (第9条(教職員)の条文を変更)
- (第11条(教育課程および授業時間数)の別表2を変更)
- (第22条(転科)に第2項の条文を追加)
- (第23条(編入学)の条文を追加)
- (第25条(再入学)の条文を追加)
- (第30条(復籍)の条文を変更)

付 則

- この規則は平成31年4月1日より施行する。
- (第11条(教育課程および授業時間数)の別表2を変更)
 - (第14条(課程修了の認定)の条文を変更)
 - (第27条(復学)の条文第2項、第3項を追加)
 - (第33条(表彰)の条文第2項を追加)
 - (第38条(復学の場合の納付金)の条文を変更)
 - (第9章を 科目等履修生および聴講生 に変更)
 - (第41条(科目等履修生)の条文を変更)

付 則

- この規則は令和2年4月1日より施行する。
- (第4条(学校評価)の条文を変更)
 - (第5条(本校の課程、学科および修業年限ならびに定員)別表1を変更)
 - (第11条(教育課程および授業時間数)別表2を変更)
 - (第26条(休学)の条文第6項のを削除、第7項を第6項に変更)
 - (第35条(納付金)別表3を変更)

付 則

- この規則は令和3年4月1日より施行する。
- (第35条(納付金)別表3を変更)

付 則

- この規則は令和3年4月1日より施行する。
- (第34条(懲戒)の条文から訓戒を削除し、3種類に変更する)
 - (別表2 公務員専攻科のカリキュラム変更)

付 則

- この規則は令和4年4月1日より施行する。
- (第19条(入学手続きおよび入学許可)の条文を変更、第3項を追加)
 - (第20条(保証人)の条文を削除)
 - (第21条(保証人の変更)の条文を削除)
 - (第34条(連帯保証人)の条文を追加)
 - (第35条(連帯保証人の変更)の条文を追加)
 - (別表2 公務員専攻科のカリキュラム変更)
 - (別表2 公務員総合科のカリキュラム変更)

付 則

- この規則は令和5年4月1日より施行する。
- (別表2 公務員総合科のカリキュラム変更)

付 則

この規則は令和6年4月1日より施行する。
ただし、令和5年度以前の入学制に対しては、従前の規程を適用する。
(第33条(納付金)第1項 別表3の変更 第2項 条文の変更)
(第36条(退学および停学の場合の納付金) 条文の変更)
(第37条(休学の場合の納付金) 条文の変更)

付 則

この規則は令和7年4月1日より施行する。
(第9条(教職員)第1項 条文の変更)
(第24条(休学)第2項以降の条文の変更)
(第25条(復学)第4項の条文の追加)
(第26条(退学)第2項の条文の追加)
(第27条(除籍)第1項の条文の変更、第5項・第8項の条文の追加、第2項の条文の追加)
(別表2 公務員専攻科のカリキュラム変更)
(別表2 公務員総合科のカリキュラム変更)

付 則

この規則は令和8年4月1日より施行する。
(別表3 入学選考料の変更)

付 則

この規則は令和8年4月1日より施行する。
(学科名の変更 「公務員専攻科」を「公務員速修科」へ)
(第4条(学校評価) 条文の変更)
(第11条(教育課程および授業時間数) 条文の変更)
(第14条(課程修了の認定) 条文の変更)
(第15条(入学資格) 条文の変更)
(第30条(称号の授与) 条文の変更)
(別表2 公務員速修科のカリキュラム変更)
(別表2 公務員総合科のカリキュラム変更)

別表 1

本校の課程、学科および修行年限ならびに定員

課 程 名	昼夜別	学科名	修業 年限	入学 定員	総 定員	備 考
文化教養専門課程	昼	公務員速修科	1年	140	140	
	昼	公務員総合科	2年	80	160	
合 計				220	300	

単位：人

別表 2

省略

別表 3

本校の入学金および授業料等

単位：円

課 程	学 科 名	入 学 金	授 業 料 (年間)	施設設備費	教育充実費
文化教養	公務員総合科	150,000	640,000	110,000	120,000
専門課程	公務員速修科	150,000	640,000	110,000	120,000
	入学選考料	30,000			